

1 中間とりまとめにおける運用調整主体に関する主な記述

1. 3. 運用調整機能の必要性

(1) 地デジの保護と利用可能性の予見性の付与

(略)

万が一にも地デジの受信障害等が発生した場合には、原因究明や対応のために、特定ラジオマイクの運用者に、放送事業者等から連絡する必要がある可能性がある。この場合に、各地の特定ラジオマイク運用者の運用情報を把握し、放送事業者から特定ラジオマイクの運用者への連絡を可能とするような仕組みが求められる。

(中略)

万が一にも地デジの受信障害等が発生した場合には、原因究明や対応のために、エリア放送の運用者に、放送事業者等から連絡する必要がある可能性がある。この場合に、各地のエリア放送運用者の運用情報を把握し、放送事業者からエリア放送の運用者への連絡を可能とするような仕組みが求められる。

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間相互の運用環境の確保

エリア放送が特定ラジオマイクに混信を与えないことを確保するため、エリア放送の免許申請時及び運用開始時に、エリア放送と特定ラジオマイク相互の運用状況を突合して運用可能性を確認する手順が必要になる。(中略)

更に、万が一、特定ラジオマイクが混信を受けた場合に、迅速な原因究明や対応のために、エリア放送の運用者に、特定ラジオマイク運用者等から連絡する必要がある可能性がある。この場合に、各地のエリア放送運用者の運用情報を把握し、特定ラジオマイク運用者からエリア放送運用者への連絡ができる仕組みが求められる。

(3) 特定ラジオマイク間の運用環境の確保

特定ラジオマイクについては、同一場所で運用するためには、事前に利用予定(利用場所、マイク本数、チャンネル数等)を運用者が連絡し、チャンネルや利用時間帯等の調整を行うことが必要である。なお、現在はこのような運用調整を特定ラジオマイク利用者連盟が行っている。

I . 4. 運用調整の確立のための具体的な方策

(1) 地デジの保護と利用可能性の予見性の付与

② 受信障害発生時等の連絡体制の確立

特定ラジオマイク及びエリア放送は、地デジとの混信を防止しつつ運用することになるが、万が一受信障害等が発生した場合に、迅速な原因究明や対応のために、特定ラジオマイクの運用者及びエリア放送運用者に放送事業者から連絡する必要がある可能性がある。そのため、各地の特定ラジオマイク及びエリア放送運用者の利用状況を把握し、運用責任者に連絡できる体制の構築が求められる。

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間相互の運用環境の確保

前記3. (2)の目的を達成するには、エリア放送はあらかじめラジオマイクとの間で運用調整や障害発生時の対応ができることを確保していく必要がある。このため、エリア放送の免許の申請に際して、希望する場所やチャンネルでの運用について、特定ラジオマイク免許人と混信防止のための運用調整を行うことについての書類の添付を求め、総務省において確認することが適当である。

(3) 特定ラジオマイク間の運用調整の確保

現行の特定ラジオマイクの連絡調整体制と同様に、特定ラジオマイクの運用状況を管理する組織があらかじめ利用計画の提出を特定ラジオマイク運用者から受け、混信の可能性がある場合に、運用当事者に連絡を行うことが適当である。

1. 6. 運用調整等の実施主体

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整の主体

(略)

エリア放送と特定ラジオマイクとの間の運用調整においても、具体的な調整は最終的には当事者間で行われることとなることが想定される。この点を踏まえると、今後、エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整の主体については、例えば、

(ア) 現行の特定ラジオマイク間での運用調整の仕組みを活用する方法(エリア放送は、新たな団体を設立せず、特定ラジオマイク運用管理団体に利用状況を連絡する)

(イ) エリア放送と特定ラジオマイクそれぞれで、窓口機能をシステムごとに設ける方法

(ウ) 特定ラジオマイク運用管理団体とエリア放送関係者で新たに単一の組織を形成して、当該組織内で運用調整を行う方法

が考えられる。

運用調整機能を平成25年度から迅速に導入する観点から、実現可能な方法について議論を進めていく必要がある。

(3) 特定ラジオマイク間の運用調整の主体

現行の運用調整の方法を参照しつつ、平成25年度から運用可能となるよう議論を進める必要がある。

III. 今後の検討課題

これまで、ホワイトスペースを有効活用し、相互に混信の無いように利用するためには、運用調整の仕組みが必要であることから、運用調整の大まかな枠組みや流れについて検討してきた。平成25年度から運用調整の仕組みを始動させるためには、来年1月を目途として運用調整の仕組みを整備する必要がある。 来年1月までの運用調整の仕組みの整備に向けて、関係者でより具体的な検討が必要になる。

(中略)

平成25年度に開始する運用調整の仕組みについては、当面の仕組みであり、今後のニーズや干渉回避技術を含むホワイトスペース利用システムの技術的な動向により、更なる見直しが必要となる可能性がある。

以下の体制を平成25年1月を目途として整備することが必要

- 1 エリア放送と特定ラジオマイクとの間で、運用調整や障害発生時の対応を可能とする体制
- 2 特定ラジオマイク間の運用調整を行う体制
- 3 地デジの受信障害等の発生時に、放送事業者から特定ラジオマイク運用者及びエリア放送運用者に連絡を可能とする体制

2 運用調整主体の具体化にあたっての留意点

(1) 特定ラジオマイクの周波数移行の見込み

特定ラジオマイクの周波数移行は、以下の理由から、来年4月以降の見込みであり、運用調整体制の構築時点では運用調整の発生は見込まれない。

- ①700MHz帯の認定を受けた携帯電話事業者(認定開設者)による周波数移行の協議開始は平成25年4月以降の予定であること

※開設計画では協議は平成25年4月以降とされており、開設指針に定める終了促進措置の実施概要の免許人への通知は3月下旬(開設指針に定める期限直前)になる見込み。

- ②特定ラジオマイクチャンネルリストの策定・公表が来年3月頃になる見込みであること

※特定ラジオマイクチャンネルリストの策定作業は本年度の技術試験事務により実施予定。

(2) 特定ラジオマイク間の運用調整の現状

現在、特定ラジオマイク間の運用調整は、特定ラジオマイク利用者連盟において実施されているとともに、認定開設者との間で、免許人団体として周波数移行の協議を行っている。

(3) エリア放送の状況

エリア放送には特定ラジオマイク利用者連盟のような包括的な免許人団体がなく、免許人間の相互の連携関係もあまりない。

(4) 中立的な者、技術的知見のある者の関与

運用調整のとりまとめの観点から、中立的な者や電波伝搬に係る技術的知見を有する者の参画が望まれている。

3 運用調整主体具体化の基本方針(案)

□ 次の業務を行うため、以下の手順で協議会形式の運用調整主体(※)を設立する。

ア エリア放送と特定ラジオマイクとの間での運用調整や障害発生時の対応

イ 地デジの受信障害等の発生時の放送事業者からの連絡を踏まえた、特定ラジオマイク運用者・エリア放送運用者への連絡対応

※ホワイトスペース帯特定ラジオマイク間の運用調整は、従来どおり特ラ連が実施

- (1) 本年12月までに、ホワイトスペース利用作業班において、運用調整手順のひな型を策定。(12月に最終取りまとめ案の一部として公表。パブリックコメントを踏まえて1月に決定)
- (2) 来年1月を目処にホワイトスペース利用作業班構成員を中心として「運用調整連絡会」(仮称)を設立。(総務省はオブザーバー参加)
- (3) その後、運用調整連絡会メンバーを発起人とする「運用調整協議会」(仮称)に移行して、本格的に運用調整を実施。

運用調整連絡会(仮称)

- ① 運用調整協議会の設立までの暫定組織(ただし、エリア放送の免許審査において、当該組織への加入により審査基準(特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うものであること)を満たすとみなせる要件を備えた組織)として、以下の業務を実施する。

ア 上記(1)のひな型を基に運用調整手順の細目を決定するほか、入会手続き及び連絡名簿策定等を実施。

イ 運用調整協議会の設立準備として、入会手続、運用調整の費用負担及び相互連絡体制等について協議、決定
- ② 運用調整が発生する可能性が皆無と想定されることから会員の費用負担は不要とする。
(調整等の事案が発生した場合は実費徴収とし、協議会での費用負担の見積もり根拠とすることも考えられる。)
- ③ 会員は、放送事業者、特定ラジオマイク免許人団体、エリア放送免許人等とする。ただし、本会の運営には、中立性・専門的知見が求められることから、中立的・専門的知見を有する者を中心に行うことが望ましい(協議会も同じ)。

運用調整協議会(仮称)

- [1] 放送事業者、特定ラジオマイク免許人団体、エリア放送免許人等を会員として設立する。
- [2] 設立時期は、特定ラジオマイクの周波数移行の状況を踏まえて決定する。

(参考)パブリックコメントにおける運用調整主体に関する意見(抜粋)

- 電波技術の専門機関との連携も含めた幅広い議論をご考慮頂きたい。【一般社団法人日本民間放送連盟】【株式会社TBSテレビ】
- 運用調整等の実施主体は、最終的に双方利害関係者の調整役になる立場でもあることから、既存の組織ではなく新たな検討の場を組成することが適当。【エリア放送開発委員会】
- ホワイトスペースを利用するユーザーが、時間・場所・周波数の項目について運用調整を行うには、全て一括した情報を同一の管理団体で運用すべき。【個人】
- 運用調整機関は、これまでの実績と、今後の予想運用連絡数、及び平成25年度からの導入を考慮すると、特定ラジオマイク利用者連盟による一元化が望ましい。【社団法人日本演劇興行協会】
- 新たな調整機関や運営環境の構築にはどのような費用が発生するのか、検討して頂きたい。【社団法人日本演劇興行協会】
- 運用連絡調整方法については、相互通信機能を持つインターネットなど効率的な連絡方法の整備構築が必要。【社団法人日本演劇興行協会】
- 公益的な側面が強いので、日々の運用管理状況は、一般に公開されるべき。【個人】